

解体工事業の新設について（通知）

平成28年9月
笠間市総務部財政課

建設業法改正により、許可業種に「解体工事業」が新設されたことに伴い、市では下記のとおり、入札参加資格申請等について、取り扱うこととしましたので、お知らせ致します。

記

1、入札参加資格申請について

平成29・30年度定期受付（茨城県共同受付）以降、「解体工事」の入札参加資格申請を受付します。

受付は、平成29年1月を予定しており、笠間市の「建設工事業者競争入札参加資格者名簿」への登録は平成29年6月1日からとなります。

2、経過措置について

改正法施行日（平成28年6月1日）時点で「とび・土工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となります。

笠間市の発注においても、経過措置期間中（平成31年5月まで）は、「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格があれば、「解体工事」の入札参加資格がなくても、解体工事の入札に参加することが可能です。

ただし、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の建設業許可を有しておらず、新たに「とび・土工事業」の建設業許可を取得した場合は、当該許可により解体工事を行うことはできず、解体工事業の建設業許可を取得する必要があります。

問合せ先

笠間市役所 財政課 契約検査室
Tel.0296-77-1101（内線219・220）